平成２４年（フ）第１０５７号
東京都立川市富士見町４丁目３番４号
破産者　坂本　忠秋
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３１５号
山梨県甲府市伊勢４丁目26番21号
破産者　株式会社いいの
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８０号
愛知県江南市古知野町本郷125番地
破産者　有限会社藤村建設
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３９３号
大津市松本２丁目15番25号
破産者　青山建装工業株式会社
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１１９２号
さいたま市桜区大字五関357番地３　浜中マンション202号、破産手続開始決定時の住所さいたま市南区松本３丁目１番10号704
破産者　大塚　浩行
1　決定年月日　平成25年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２３１号
滋賀県大津市本堅田５丁目16番10号、開始決定時の住所大津市本堅田６丁目８番１号
破産者　伊東守こと　趙　　乙守
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３８６号
北九州市八幡西区大字本城2710番地２　レオパレスＭＡＳＡαⅢ’04―106号
破産者　山本聖一こと　崔　　聖一
1　決定年月日　平成25年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３８１号
愛知県江南市藤ケ丘６丁目１番地１　江南団地56棟301号
破産者　藤村　知男
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３９４号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字寺東111番地リンピア里小牧203号
破産者　野田　仁志
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１８５号
滋賀県栗東市安養寺１―12―14　崎村浩史方、外国人登録原票上の住所大津市皇子が丘２丁目３番20号
破産者　玉木勇也こと　孔　　勇人
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５９号
滋賀県草津市西渋川２丁目６番71号、開始決定時の住所滋賀県草津市野村３丁目13番10号
破産者　音島　昭二
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０４０号
兵庫県芦屋市西山町８番４―202号
破産者　並河　秀憲
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２２１号
兵庫県尼崎市南塚口町７丁目22番49号
破産者　谷口　　博
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５８号
兵庫県尼崎市西難波町１丁目29番５号ハイデンス西難波Ⅱ201号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市崇徳院３丁目10番地の31
破産者　松田　　勇
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６２１号
兵庫県西宮市田中町３番１―507号、開始決定時の住所兵庫県西宮市久保町10番４号
破産者　山村　博行
1　決定年月日　平成25年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１９７号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目６番18号
破産者　宮内　達也
1　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
2　一般調査期日　平成25年10月４日午前10時30分
平成25年７月25日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第７６４号
北九州市戸畑区浅生３丁目２番６号
破産者　毛利スミ子
1　破産債権の届出期間　平成25年８月26日まで
2　一般調査期日　平成25年９月24日午前10時45分
平成25年７月26日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部